

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>11 - 3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間((4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は公益信託等の受託者</p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関、同条第2項に規定する証券業者等又は同条</p>	<p>法第11条《公共法人等及び公益信託等に係る非課税》関係</p> <p>(振替記載等の期間の通算)</p> <p>11 - 3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間((4)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間にあつては、措置法令第3条の3第8項に規定する利子の計算期間内の期間に限る。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号《公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額》に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。</p> <p>(1) 公共法人等又は公益信託等の受託者</p> <p>(2) 国</p> <p>(3) 措置法第5条の2第1項の規定により、振替国債の利子に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(同項の適用を受ける国債の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。)</p> <p>(4) 措置法第8条第1項《金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用》に規定する金融機関、同条第2項に規定する証券業者等又は同条</p>

第3項に規定する内国法人

- (5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの（外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。）
- (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

法第24条（配当所得）関係

（法人が株主に交付した株式に対する課税関係）

24 - 3 法人が株主に交付した株式（出資証券を含む。）に対する課税関係は、次のようになることに留意する。

- (1) 法人が自己の保有する株式をもって利益の配当をした場合の当該株式については、法第36条第2項（収入金額）の規定により、当該株式の価額によって配当等に係る収入金額を計算する。
- (2) 法人が法第25条第1項各号（配当等の額とみなす金額）に規定する事由により株式を交付した場合の当該株式については、法第36条第2項の規定による当該株式の価額を基として、法第25条第1項及び措置法第37条の10第3項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定を適用する。

法第161条（国内源泉所得）関係

〔国内において行う組合契約事業から生ずる利益（第1号の2関係）〕

（収入金額に代わる性質を有する損害賠償金等）

第3項に規定する内国法人

- (5) 租税条約の規定により所得税が免除される外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府（地方公共団体を含む。）の所有する機関
- (6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

法第24条（配当所得）関係

（法人が株主に交付した株式に対する課税関係）

24 - 3 法人が株主に交付した株式（出資証券を含む。）に対する課税関係は、次のようになることに留意する。

- (1) 法人が自己の保有する株式をもって利益の配当をした場合の当該株式については、法第36条第2項（収入金額）の規定により、当該株式の価額によって配当等に係る収入金額を計算する。
- (2) 法人が法第25条第1項各号（配当等の額とみなす金額）に規定する事由により株式を交付した場合の当該株式については、法第36条第2項の規定による当該株式の価額を基として、法第25条第1項及び措置法第37条の10第4項（株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）の規定を適用する。

法第161条（国内源泉所得）関係

（新設）

（新設）

改 正 後	改 正 前
<p>161 - 6 の 2 <u>法第161条第 1 号の 2 から第12号までに掲げる対価、使用料、給与、報酬等（以下この項においてこれらを「対価等」という。）には、当該対価等として支払われるものばかりでなく、当該対価等に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するものも含まれる。</u></p> <p><u>（注）「その他これに類するもの」には、和解金、解決金のほか、対価等の支払が遅延したことに基づき支払われる遅延利息とされる金員で、当該対価等に代わる性質を有するものが含まれることに留意する。</u></p> <p><u>（国内において行う組合契約事業から生ずる利益の範囲）</u></p> <p>161 - 6 の 3 <u>法第161条第 1 号の 2 に規定する「事業から生ずる利益」には、国内において行う組合契約事業（同号に規定する組合契約に基づいて行う事業をいう。）に関連して生じた一切の利益をいうのであるから、同条第 1 号及び第 1 号の 3 から第12号までに掲げる国内源泉所得から生じたすべての利益が含まれることに留意する。</u></p> <p>〔国内にある土地等の譲渡による対価（<u>第 1 号の 3 関係</u>）〕</p> <p>（廃止）</p> <p>（土地等の範囲）</p>	<p>（新設）</p> <p>〔国内にある土地等の譲渡による対価（<u>第 1 号の 2 関係</u>）〕</p> <p><u>（収入金額に代わる性質を有する損害賠償金等）</u></p> <p>161 - 7 <u>法第161条第 1 号の 2 から第12号までに掲げる対価、使用料、給与、報酬等（以下この項においてこれらを「対価等」という。）には、当該対価等として支払われるものばかりでなく、当該対価等に代わる性質を有する損害賠償金その他これに類するもの（その支払が遅延したことに基づく遅延利息等に相当する金額を含む。）も含まれる。</u></p> <p>（土地等の範囲）</p>

161 - 7 法第161条第1号の3に掲げる国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下161 - 7の3までにおいて「土地等」という。）には、鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）、温泉を利用する権利、借家権及び土石(砂)などは含まれないことに留意する。

（自己又はその親族の居住の用に供するために該当するかどうかの判定）

161 - 7の2 令第281条の3（国内にある土地等の譲渡による対価）に規定する「自己又はその親族の居住の用に供するため」には、土地等を譲り受けた者が事業の用若しくは貸付けの用その他居住の用以外の用に供するため又は他への譲渡のために譲り受けた場合は含まれないのであるが、例えば、当該土地等を譲り受けた後居住の用に供していない場合でも、当該土地等を譲り受ける時の現況において自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けたことについて、合理的な理由があるときはこれに含まれることに留意する。

（譲渡対価が1億円を超えるかどうかの判定）

161 - 7の3 令第281条の3に規定する土地等の譲渡による対価の金額が1億円を超えるかどうかの判定に当たっては、例えば、当該土地等を居住の用と居住の用以外の用とに供するために譲り受けた個人から支払われるものである場合には、居住の用に供する部分に係る対価の金額及び居住の用以外の用に供する部分に係る対価の金額の合計額により判定することに留意する。

（技術等の現物出資があった場合）

161 - 26 非居住者又は外国法人が、内国法人に対し当該内国法人の国内において行う業務に係る技術等の現物出資をした場合には、その出資により取得する株式又は持分は、それぞれ次により権利の譲渡の対価又は使用料に該当

161 - 7の2 法第161条第1号の2に掲げる国内にある土地若しくは土地の上に存する権利又は建物及びその附属設備若しくは構築物（以下161 - 7の4までにおいて「土地等」という。）には、鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。）、温泉を利用する権利、借家権及び土石(砂)などは含まれないことに留意する。

（自己又はその親族の居住の用に供するために該当するかどうかの判定）

161 - 7の3 令第281条の2（国内にある土地等の譲渡による対価）に規定する「自己又はその親族の居住の用に供するため」には、土地等を譲り受けた者が事業の用若しくは貸付けの用その他居住の用以外の用に供するため又は他への譲渡のために譲り受けた場合は含まれないのであるが、例えば、当該土地等を譲り受けた後居住の用に供していない場合でも、当該土地等を譲り受ける時の現況において自己又はその親族の居住の用に供するために譲り受けたことについて、合理的な理由があるときはこれに含まれることに留意する。

（譲渡対価が1億円を超えるかどうかの判定）

161 - 7の4 令第281条の2に規定する土地等の譲渡による対価の金額が1億円を超えるかどうかの判定に当たっては、例えば、当該土地等を居住の用と居住の用以外の用とに供するために譲り受けた個人から支払われるものである場合には、居住の用に供する部分に係る対価の金額及び居住の用以外の用に供する部分に係る対価の金額の合計額により判定することに留意する。

（技術等の現物出資があった場合）

161 - 26 非居住者又は外国法人が、内国法人に対し当該内国法人の国内において行う業務に係る技術等の現物出資をした場合には、その出資により取得する株式又は持分は、それぞれ次により権利の譲渡の対価又は使用料に該当

改 正 後	改 正 前
<p>するものとする。</p> <p>(1) 現物出資をしたものが工業所有権又はその出願権である場合には、これらの権利の譲渡の対価とする。</p> <p>(2) 現物出資をしたものが(1)以外のもの(例えば、工業所有権の実施権又は工業所有権若しくはその出願権の目的となっていない特別の技術による生産方式等)である場合には、その出資をした権利又は技術の使用料とする。</p> <p>(注) 技術等を提供することにより取得するものが権利の譲渡の対価に該当するか又は使用料に該当するかの区別は、租税条約(例えば、<u>日独租税協定第12条</u>、<u>日本ブラジル租税条約第11条等</u>)において軽減税率の適用上譲渡の対価と使用料とを区別している場合に限り行えば足りるものであることに留意する。</p>	<p>するものとする。</p> <p>(1) 現物出資をしたものが工業所有権又はその出願権である場合には、これらの権利の譲渡の対価とする。</p> <p>(2) 現物出資をしたものが(1)以外のもの(例えば、工業所有権の実施権又は工業所有権若しくはその出願権の目的となっていない特別の技術による生産方式等)である場合には、その出資をした権利又は技術の使用料とする。</p> <p>(注) 技術等を提供することにより取得するものが権利の譲渡の対価に該当するか又は使用料に該当するかの区別は、租税条約(例えば、<u>日独租税条約第12条</u>、<u>日本ブラジル租税条約第11条等</u>)において軽減税率の適用上譲渡の対価と使用料とを区別している場合に限り行えば足りるものであることに留意する。</p>

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

(表5) 非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (法164 四)	源泉徴収 (法212、213)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164 一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164 二、三)		
事業の所得 (法161 一)	【総合課税】		【非課税】	無
資産の所得 (" 一)	(注1, 2, 3)		【総合課税】	無
その他の国内源泉所得 (" 一)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 四)	(注1,2,3,4) 無
組合契約事業利益の配分 (" 一の二)			【非課税】	20%
土地等の譲渡対価 (" 一の三)	【源泉徴収の上総合課税】			10%
人的役務の提供事業の対価 (" 二)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 四)	20% (注6)
不動産の賃貸料等 (" 三)				20%
利子等 (" 四)	【源泉徴収の上総合課税】		【源泉分離課税】	15%
配当等 (" 五)	(注7, 8, 9, 10)			20% (注8,9,10)
貸付金利子 (" 六)				20%
使用料等 (" 七)				20%
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (" 八)		国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの	20%
事業の広告宣伝のための賞金 (" 九)				20%
生命保険契約に基づく年金等 (" 十)				20%
定期積金の給付補てん金等 (" 十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の分配 (" 十二)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 一)	(法164 二) 20%

(注) (省略)

法第164条《非居住者に対する課税の方法》関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164 - 1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

(表5) 非居住者に対する課税関係の概要

所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (法164 四)	源泉徴収 (法212、213)
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164 一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164 二、三)		
事業の所得 (法161 一)	【総合課税】		【非課税】	無
資産の所得 (" 一)	(注1, 2, 3)		【総合課税】	無
その他の国内源泉所得 (" 一)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 四)	(注1,2,3,4) 無
土地等の譲渡対価 (" 一の二)				10%
人的役務の提供事業の対価 (" 二)	【源泉徴収の上総合課税】			20% (注6)
不動産の賃貸料等 (" 三)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 四)	20%
利子等 (" 四)	【源泉徴収の上総合課税】		【源泉分離課税】	15%
配当等 (" 五)	(注7, 8, 9, 10)			20% (注8,9,10)
貸付金利子 (" 六)				20%
使用料等 (" 七)				20%
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (" 八)		国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの	20%
事業の広告宣伝のための賞金 (" 九)				20%
生命保険契約に基づく年金等 (" 十)				20%
定期積金の給付補てん金等 (" 十一)				15%
匿名組合契約等に基づく利益の分配 (" 十二)	(法164 一)	(法164 二、三)	(法164 一)	(法164 二) 20%

(注) (省略)

改 正 後	改 正 前
<p>(恒久的施設を有する組合員の判定)</p> <p>164 - 7 組合契約事業(法第161条第1号の2に規定する組合契約に基づいて行う事業をいう。以下、この項において同じ。)は、組合員(令第281条の2第2項に規定する組合員をいう。)の共同事業であるから、組合員である非居住者が法第164条第1号から第3号までに掲げる非居住者に該当するかどうかについては、各組合員がそれぞれ国内における組合契約事業を直接行っているものとして判定することに留意する。</p> <p>法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)関係</p>	<p>(新設)</p> <p>法第174条(内国法人に係る所得税の課税標準)関係</p>
<p>(外国為替の売買相場)</p> <p>174 - 2 令第298条第4項(内国法人に係る所得税の課税標準)の「外国為替の売買相場」とは、次に掲げる売買相場の区分に応じ、それぞれ次に定めるものとする。</p> <p>(1) 同項第1号に規定する預入の日における外国為替の売買相場 同号に規定する預貯金の受入れをする金融機関におけるその預入の日におけるその外国通貨に係る対顧客直物電信売相場</p> <p>(2) 同項第2号に規定する預入の日における外国為替の売買相場 同号に規定する預貯金の受入れをする金融機関におけるその預入の日における同号に規定する他の外国通貨に同号に規定する外国通貨を交換する場合の外国為替の売買相場(市場相場から合理的に計算したものに限る。)</p> <p>(3) 同項第2号に規定する他の外国通貨に換算して支払うこととされている時における外国為替の売買相場 同号に規定する預貯金の受入れをする金融機関における当該他の外国通貨に換算して支払うこととされている時における当該他の外国通貨に係る対顧客直物電信買相場</p>	<p>(預入の日における邦貨換算)</p> <p>174 - 2 令第298条第4項(内国法人に係る所得税の課税標準)に規定する「預入の日における外国為替の売買相場により本邦通貨に換算した金額」とは、同項に規定する預貯金の受入れをする金融機関におけるその預入の日におけるその外貨に係る対顧客直物電信売相場(以下この項において「電信売相場」という。)により邦貨に換算した金額をいう。</p> <p>ただし、あらかじめ定められた率により本邦通貨に換算した金額をもって預入の申込みを受けている場合にあっては、当該「あらかじめ定められた率」により邦貨に換算して差し支えないものとする。</p>

(注)1 (1)については、あらかじめ定められた率により本邦通貨に換算した金額をもって預入の申込みを受けている場合にあっては、当該「あらかじめ定められた率」により邦貨に換算して差し支えないものとする。

2 (2)については、あらかじめ定められた率により同号に規定する他の外国通貨に換算した金額をもって預入の申込みを受けている場合にあっては、当該「あらかじめ定められた率」により他の外国通貨に換算して差し支えないものとする。

3 上記「外国為替の売買相場」は、その換算の日のその外国通貨に係る最終の売買相場によるものとする。

法第183条から第193条まで《源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整》共通関係

(廃止)

法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置)

196 - 1 給与等の支払者が法第196条第2項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年1月31日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載さ

法第183条から第193条まで《源泉徴収義務及び徴収税額並びに年末調整》共通関係

(国家公務員の寒冷地手当に対する税額の計算)

183 - 193共 - 7 国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づき国家公務員に支給される寒冷地手当(地方公務員に支給されるこれと同種の手当を含む。)については、法第186条の規定により徴収税額を計算する。この場合において、当該手当に係る同条第1項第1号口に規定する「計算の基礎となった期間」は6月を超えないものとする。

法第196条《給与所得者の保険料控除申告書》関係

(保険料等の金額等を証する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合の支払者の措置)

196 - 1 給与等の支払者が法第196条第2項に規定する書類の添付又は提示のない給与所得者の保険料控除申告書を受け取った場合には、翌年1月31日までに当該書類を提出し又は提示することを条件として、当該申告書に記載さ

改 正 後	改 正 前
<p>れた社会保険料のうち法第74条第2項第5号に掲げるもの、小規模企業共済等掛金、生命保険料又は損害保険料についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年1月31日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2月1日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。</p> <p>法第204条（源泉徴収義務）関係</p> <p>（技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義）</p> <p>204 - 18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条（定義）に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術（人文科学だけに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいうことに留意する。</p> <p>（注）上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）電気事業法第43条（主任技術者）に規定する主任技術者の業務 （2）ガス事業法第31条（ガス主任技術者）に規定するガス主任技術者の業務 （3）医師法第17条（非医師の医業禁止）に規定する医師の業務 （4）薬事法第7条（薬局の管理）又は第17条（総括製造販売責任者等の設置）の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務 	<p>れた小規模企業共済等掛金、生命保険料又は損害保険料についてその控除を行って差し支えない。この場合において、翌年1月31日までに当該書類の提出又は提示がなかったときは、これらの掛金又は保険料を控除しないところにより年末調整の再計算を行い、その不足税額は、2月1日以後に給与等の支払をする際順次徴収するものとする。</p> <p>法第204条（源泉徴収義務）関係</p> <p>（技術士の行う業務と同一の業務を行う者の意義）</p> <p>204 - 18 令第320条第2項に規定する「技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者」とは、技術士法第2条（定義）に規定する技術士又は技術士補の資格を有しないで、科学技術（人文科学だけに係るものを除く。）に関する高等の専門的応用能力を必要とする事項について計画、研究、設計、分析、試験、評価又はこれらに関する指導の業務（他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務を除く。）を行う者をいうことに留意する。</p> <p>（注）上記かっこ内の「他の法律においてその業務を行うことが制限されている業務」には、次のようなものがある。</p> <ol style="list-style-type: none"> （1）電気事業法第43条（主任技術者）に規定する主任技術者の業務 （2）ガス事業法第31条（ガス主任技術者）に規定するガス主任技術者の業務 （3）医師法第17条（非医師の医業禁止）に規定する医師の業務 （4）薬事法第8条（薬局の管理）又は第15条（医薬品の製造の管理）の規定により薬剤師等が行うべき管理の業務

- (5) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第47条各号（エックス線作業主任者の職務）に規定するエックス線作業主任者の業務
- (6) 食品衛生法第48条第1項《食品衛生管理者》に規定する食品衛生管理者の業務

法第212条（源泉徴収義務）関係

（組合契約事業から生ずる利益に係る源泉徴収義務者）

212 - 4 法第212条第5項に規定する「配分をする者」とは、法第161条第1号の2に規定する国内源泉所得につき同項に規定する組合契約に基づき共同事業により配分する者をいうのであるから、そのすべての組合員（法第212条第5項に規定する組合員をいう。以下212 - 5までにおいて同じ。）は、法第161条第1号の2に規定する利益につき源泉徴収をする義務があることに留意する。

（注）源泉徴収義務者となる組合員は、国税通則法第9条に定める「連帯納付義務」を負うことに留意する。

（交付の意義）

212 - 5 法第212条第5項に規定する「交付」には、現実に金銭を交付する行為のほか、占有改定による組合契約事業（法第161条第1号の2に規定する組合契約に基づいて行う事業をいう。）に係る財産から組合員各自の財産への振替え、金銭の出資への繰入れ又は預金口座への振替えなど法第161条第1号の2に規定する「組合契約」に基づいて配分を受けるべき利益に係る債権の額が消滅する一切の行為が含まれることに留意する。

- (5) 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第47条各号（エックス線作業主任者の職務）に規定するエックス線作業主任者の業務
- (6) 食品衛生法第48条第1項《食品衛生管理者》に規定する食品衛生管理者の業務

法第212条（源泉徴収義務）関係

（新設）

（新設）